

和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成申請書
（妊孕性温存治療分）

和歌山県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申 請 者	ふりがな											妊孕性温存治療を受けた者との関係		
	氏名													
	生年月日・性別	年 月 日生 男 ・ 女												
	住所	〒 -												
	電話 番号							患者アプリ番号（12桁） ※原則必須。登録できない場合、理由を下欄に記載						
	患者アプリを登録出来ない理由													
妊孕性温存治療を受けた者（申請者と同じであれば記入不要）	ふりがな													
	氏名													
	生年月日・性別	年 月 日生 男 ・ 女												
	住所	〒 -												
電話 番号	- -													
妊孕性温存療法研究促進事業（妊孕性温存治療分）の申請回数 （いずれかの番号に○を付けてください）										1 1 回目の申請 2 2 回目の申請 （1 回目の申請は同一都道府県） 3 2 回目の申請 （1 回目の申請は他の都道府県） →都道府県名 { }				
和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか										はい ・ いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません				
添付書類	（添付したものにチェックをつけてください。） ※不足がある場合は本助成を受けることができません。													
	☐	和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療実施証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第 1－2 号）												
	☐	和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療に係る領収金額内訳証明書（妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関）（様式第 1－3 号）												
	☐	和歌山県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書及び化学療法および放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（原疾患治療実施医療機関）（様式第 1－4－1 号及び様式第 1－4－2 号）												
	☐	申請時に和歌山県内に住所を有し、妊孕性温存治療実施日（凍結保存日）に 4 3 歳未満であることが確認できるもの（住民票等）												
	☐	申請者と妊孕性温存治療を受けた者が異なる場合は、その続柄が分かる書類（健康保険被保険者証の写し等）												
	☐	妊孕性温存治療の実施に要した費用が確認できる領収書の写し												
	☐	上記領収書に対応する診療明細書の写し												
☐	夫婦であることを証明できる書類（胚凍結の場合）													
振込先	フリガナ					金融機関名					本店・支店名	本店支店		
	口座名義													
	口座種別	普通 ・ 当座				口座番号								
以下の事項について同意します。（同意いただけない場合は、本助成を受けることができません） ・ 本事業の趣旨を理解し、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊孕性温存療法及び温存後生殖医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該情報を提供すること。 ・ 助成の適正を判断するために必要な場合、治療を受けた医療機関に対して治療内容等の照会を行うこと。 ・ 本事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供をすること。 年 月 日 申請者氏名 （自署）														
										助成決定金額 ※和歌山県使用欄				
										円				

◎注意事項

- 1 妊孕性温存治療を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成決定金額は、和歌山県から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存治療及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 5 助成額は、妊孕性温存治療に要した医療保険適用外費用であり、精子は3万円、精子（精巣内精子採取）は35万円、胚（受精卵）は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は40万円が上限となります。
- 6 助成回数は、合計2回までです。
- 7 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1～3号の発行を依頼してください。
- 9 医療機関によっては、様式第1～2号、様式第1～3号、様式第1～4～1号及び様式第1～4～2号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 10 本事業に参加する方の妊孕性温存療法に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

申請方法

郵送の場合

宛先：〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
和歌山県健康推進課がん・疾病対策班

持参の場合

受付窓口：和歌山県健康推進課がん・疾病対策班（県庁北館5階）
受付時間：月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く。）
午前9時00分から午後5時45分

問い合わせ

和歌山県健康推進課がん・疾病対策班 電話：073-441-2640